

## 令和元年度事業計画

公益社団法人千葉県浄化槽検査センターは、千葉県における浄化槽指定検査機関として浄化槽法定検査の実施について重い使命と役割を持っています。しかしながら、都道府県別法定検査受検率は継続して最下位レベルで推移しています。

このため、平成 29 年度から一般財団法人千葉県環境財団（以下、環境財団）が浄化槽指定検査機関として指定され、二つの指定検査機関で千葉県の法定検査の実施を担うことになりました。

令和元年度は、財務体質の健全化を確保しながら、前年度に引き続き、環境財団と協力し、県及び市町村、関係団体と連携を図り、千葉県の法定検査受検率の一層の向上を目指していきます。

### 1 公益法人運営事業

定時総会、理事会及び業務執行役員による執行委員会を定期的開催するとともに、情報公開に努め、公益社団法人としての適正な法人運営を行います。

### 2 法定検査事業

#### (1) 法定検査の実施

県民の身近な水環境及び生活環境を保全し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査を実施し、必要に応じて管理者等に対し改善するための助言を行います。

法定検査の実施状況については、浄化槽法に基づく行政機関である県並びに船橋市及び柏市に対し、毎月報告するとともに、緊急に改善を要する事例等については、速やかに関係行政機関に通知します。

さらに、法定検査が実施されていない浄化槽管理者に対し県、船橋市、柏市及び関係団体と連携して受検指導・受検案内を実施し、検査基数の増加を図ります。

令和元年度における法定検査の目標基数は、7 条検査 4,500 基、11 条検査 47,000 基（うち 11 条 BOD 検査 17,000 基）の合計 51,500 基とし、検査員 21 名（他に検査員有資格者 3 名）、嘱託採水員約 250 名（採水委託契約業者 89 社）による 11 条 BOD 検査を基本とした体制等により目標の基数の達成を目指します。

#### (2) 検査体制の充実・強化

年間検査目標を達成するため、必要な検査員の確保及び効率的な検査業務を行うため、直行検査の弾力的な実施などの見直しを行うとともに、嘱託採水員を増員し、11 条 BOD 検査の拡大を図ってまいります。

#### (3) 受検率向上の取組み

県、政令市・中核市の行政機関や千葉県環境財団等の関係団体と連携して、次のような取組みを強化し、受検率の向上を目指します。

#### ア 行政との連携した受検指導

県・市町村及び関係団体との密接な連携のもと、法定検査の周知・啓発、浄化槽管理者に対する指導等、受検促進の取組みを強化し、受検率の向上を目指します。

#### イ 一括契約制度の促進

平成 25 年度から導入した保守点検、清掃業務と法定検査を一括して契約する「一括契約制度」は 11 条検査の受検依頼獲得に有効であるため、県の指導と一般社団法人千葉県環境保全センター等の関係団体の協力のもと策定した浄化槽一括契約制度要綱をもとに、11 条検査の受検率の向上を図ります。

令和元年度の法定検査実施目標

区 分	R01 目標	過去 5 年間の実績					
		H30	H29	H28	H27	H26	
7 条検査	4,500	1,282	4,714	5,578	4,092	5,002	
11 条検査	全項目	30,000	29,277	31,211	29,752	28,608	30,215
	BOD	17,000	17,693	20,527	14,587	14,614	13,147
	小 計	47,000	46,970	51,783	44,339	43,222	43,362
合 計	51,500	48,252	56,452	49,917	47,314	48,364	

#### (4) 指定検査機関としての信頼性の確保

検査遅延によって失った県民の信頼を取り戻すため、平成 29 年度内にまとめた再発防止策による新たな検査遅延発生の防止、職員の資質向上のための研修の実施、「浄化槽法定検査実施要領」に基づく日常業務における検査業務の質の向上等を図ってまいります。

### 3 啓発・情報提供事業

県主催の浄化槽講習会の開催に協力するとともに、エコメッセ等の環境保全行事へ積極的に参画するほか、ホームページ、リーフレット・パンフレット、各種広報媒体等を活用し浄化槽の適正管理の重要性と合併処理浄化槽への転換促進などについての意識啓発の取組みを推進します。

### 4 浄化槽に関する基本情報整備・運用事業

行政機関（千葉県水質保全課、地域振興事務所 10 か所）、千葉県環境財団との連携により、浄化槽管理データの共有化による活用方法を検討推進することとします。

さらに、千葉県全体の浄化槽台帳（約 570,000 基）を整備することにより県内の浄化槽設置状況の実態把握を図ります。